宮崎市介護助手導入促進補助事業実施要領

１．目的

資格を必要としない周辺業務を担う介護助手を導入することで、介護職員は専門的な業務に専念する時間が増えるとともに、業務の負担の軽減が見込まれる。また、地域の元気高齢者を介護助手として雇用することで、高齢者自身の生きがい創出や介護予防が見込まれることから、介護助手の導入を進めるため雇用に係る費用の補助を行うもの。

２．補助対象者

補助対象者は、市内で次に掲げる介護サービス事業を行う事業所とする。

区分	種類
施設サービス	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院
居宅サービス	通所介護 通所リハビリテーション 短期入所生活介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護 認知症対応型共同生活介護 小規模多機能型居宅介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 看護小規模多機能型居宅介護 地域密着型通所介護

３．事業内容

補助対象者は、年度内に以下の取組をすべて行うものとする。

（１）業務の切り出し・整理

市作成のマニュアルを元に、普段の業務を振り返り、介護職員が担う「専門業務」と、介護助手が担う「周辺業務」に分けて整理する。

（２）シルバー人材センターでの求人

試験的に介護助手を派遣という形で受け入れるため、シルバー人材センターでの求人を依頼する。

（３）募集の実施、説明会への参加※1

新聞への折込チラシや周辺住宅へのポスティング等、地域の実情に応じた方法で介護助手の募集を行う。また、市が主催する介護助手の説明会に参加し、参加者に対して介護助手の仕事内容等の説明を行う。

（４）就労マッチング面談※2

介護助手として就労を希望する上記説明会の参加者に対し、本人と事業所の意向をマッチングするための面談を行う。

（５）介護助手の育成・労働環境の整備

応募者と雇用契約を結び、研修等により介護助手を育成するとともに、介護職員の業務を整理したことによる業務効率化などの労働環境の整備も併せて行う。

（６）振り返り・継続の雇用または派遣

一定期間の雇用期間経過後、一連の取組の振り返りを行う。また、短期雇用契約を締結した場合には、雇用期間終了後も継続して就労する 意思のある者とは継続雇用につなげる。

※1※2　介護助手の直接雇用ではなく、シルバー人材センターからの派遣を継続する場合は、省略しても構わない。

４．補助対象経費

本事業の実施に係る以下の経費の中で、補助対象者が負担し、年度内に支払いを完了するものを対象とする。なお、補助対象となる経費に対して、他の助成等を受けている場合には、補助対象としない。

（１）広告費

介護助手を募集する説明会の周知のためのチラシ印刷費、チラシ配布のためのポスティングや新聞折込等に係る費用とする。

（２）消耗品費

介護助手の雇用にあたり、必要な消耗品等を購入する費用とする。

（３）研修費

OJT研修等、介護助手の育成にかかる研修費用とする。

５．補助金の上限額

補助金の上限額は下記のとおりとする。なお、1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てることとする。

（１）介護助手を直接雇用をした場合　　上限１０万円

（２）シルバー人材センターの派遣のみの場合　　上限５万円